

# 福山市老人クラブ連合会規約

## (名称及び組織)

第1条 本会は福山市老人クラブ連合会と称し福山市の各老人クラブをもって組織する。

## (事務所)

第2条 本会の事務所は、福山市地吹町 12-7 福山市老人会館内に置く。

## (目的)

第3条 本会は老人福祉法の趣旨に則り、市内の老人クラブ相互の密接な連携を保ち、広く老人福祉の向上並びに明るい社会の建設に寄与することを目的とする。

## (事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 広島県老人クラブ連合会との連絡提携
- ② 市内各老人クラブとの連絡調整
- ③ 老人クラブの育成と指導
- ④ 老人クラブに関する調査研究
- ⑤ 老人クラブ指導者の養成並びに研修
- ⑥ 関係機関、団体との連絡調整
- ⑦ 福祉大会の開催
- ⑧ ブロック別事業を行うことができる  
ブロックとは、中央北、中央南、南部、東部、西部、北部、芦品、沼南、神辺とする。
- ⑨ その他目的達成に必要な事項

## (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |         |             |
|---------|-------------|
| ① 会長    | 1 名         |
| ② 副会長   | 若干名         |
| ③ ブロック長 | 各ブロックより 1 名 |
| ④ 理事    | 若干名         |
| ⑤ 代議員   | 若干名         |
| ⑥ 監事    | 3 名         |

(役員選出)

- 第6条 会長、副会長は代議員会において会員中から選出する。
2. ブロック長は代議員会において各ブロック毎に選出する。
  3. 理事は各ブロックの代議員中から選出し代議員会に報告する。
  4. 前項の外会長が必要と認めた場合は代議員会の承認を得て理事を選任することができる。
  5. 代議員は各学区の長及び女性代表、並びに委員会役員をもって之にあてる。
  6. 監事は代議員会において会員中から選出する。

(役員職務)

- 第7条 会長は本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、予め定めた順位により之を代理する。
  3. 理事は会務の処理にあたる。
  4. 代議員は代議員会において本会議に付された事項を審議決定する。
  5. 監事は会計を監査する。

(役員任期)

- 第8条 役員任期は2年とする。ただし再選を妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後といえども後任者が決定するまではその職責に任ずるものとする。

(顧問、相談役、参与)

- 第9条 本会に顧問・相談役及び参与を置くことができる。
2. 顧問、相談役及び参与は理事会の承認を経て会長が委託する。
  3. 顧問及び相談役は会長の諮問に応え、必要に応じ会議に出席して意見を述べることができる。
  4. 参与は前項の外本会の一般業務に協力する。

(部の設置)

- 第10条 本会の業務を円滑に推進するため次の部を設ける。
- ① 総務部 研修、企画、渉外、会報、統計、記録の発行、保存。  
部・ブロック・学区連合・単位クラブとの連携をとり調整を図る。福祉大会を主管する。
  - ② 文化部 文化・芸術・芸能の向上に努め、地域の伝統を掘り起こし、継承、伝承する。芸能祭・作品展を主管する。

- ③ 健康福祉部 健康・介護予防活動の推進、交通事故防止、友愛の輪の拡大に努める。囲碁将棋大会を主管する。
- ④ 社会奉仕部 地域クラブ奉仕活動と連携をとり身近な自然と環境にやさしい活動の推進。市主催行事に積極的に参加する。教養趣味講座と協力し、訪問活動を展開する。

#### (委員会の設置)

第 11 条 委員会独自の事業を積極的に推進し、本会の活性化を図るために、次の委員会を設置する。

- 2. 女性委員会は各学区より選出された女性代表をもって組織し、女性独自の研修事業の企画・立案・実行と地域の支え合い活動にもあたる。
- 3. 若手委員会は各学区より選出された若手委員（1名）をもって組織し、若手独自の事業の企画・立案・実行と若手委員の加入促進にあたる。

#### (事務局)

第 12 条 本会に事務局を置く。事務局は事務局長及び主事若干名を以って構成し、本会の事務処理に任ずる。之がため特に各部及び各委員会の運営に積極的に協力するものとする。

- 2. 事務局員は会長が任命する。

#### (代議員会) (総会)

第 13 条 総会は代議員会をもって之に代える。

- 2. 代議員会は、通常代議員会及び臨時代議員会とし、会長が招集し、事業計画、収支予算、事業報告、収支決算、規約の改廃に関すること、その他、本会議に付された事項を審議決定する。
- 3. 代議員会の議長は、代議員の中から選出する。
- 4. 代議員会は、代議員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 5. 代議員会の議事は、出席した代議員の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (理事会)

第 14 条 理事会は、会長、副会長、ブロック長及び理事をもって組織する。

- 2. 理事会は、事業計画、収支予算、事業報告、収支決算、一般会務及び代議員会に付議する重要事項を審議する。
- 3. 理事会は、必要に応じ会長が招集し、その議長は会長があたる。

4. 会長は、理事会を招集するいとまがない緊急な事項については、専決処分とすることができる。
5. 前項の規定により、専決処分したときは、会長は次の理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

(ブロック)

第 15 条 ブロック長協議会は、会長、副会長及び各ブロック長をもって組織する。

2. ブロック長協議会は、会長が招集し会議の議長をつとめる。
3. ブロック長協議会は、ブロック間の情報交換を行う。
4. ブロック長は、ブロック内における諸事業の運営にあたる。

(経 費)

第 16 条 本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

- ① 会 費
- ② 補助金
- ③ 寄付金その他の収入

(会 費)

第 17 条 会費は、次の区分により徴収する。

- ① 通常会費 単位クラブ年 12,000 円とする。
- ② 臨時会費 特に必要なときは、代議員会の決定によって臨時徴収することができる。
- ③ 入会金 新たに老人クラブ結成を届け出たときは 3,000 円を納付しなければならない。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(雑 則)

第 19 条 この規約の施行について必要な細則は理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

この規約は昭和 51 年 3 月 1 日から施行する。

昭和 55 年 8 月 27 日規約第 2 条改正

昭和 57 年 4 月 27 日規約第 5 条一部改正 第 15 条(3) 入会金

昭和 60 年 7 月 29 日第 12 条改正

昭和 63 年 4 月 20 日第 15 条改正

(通常会費 500 円増額従って本年度より 5,500 円となる)

平成 4 年 9 月 9 日第 15(1) 改正(通常会費 500 円増額)

平成 5 年 1 月 18 日第 15(1) 改正(通常会費 4,000 円増額)

平成 5 年 4 月 1 日より上記実施(従って 5 年度より通常会費 1 万円となる。)

平成 8 年 4 月 1 日第 5 条(2) 第 6 条(4) 一部改正 第 10 条(9) 項を挿入

平成 10 年 2 月 6 日第 4 条⑧項に新たにブロック別挿入

第 16 条①通常会費の改定(10,000 円を 12,000 円に)

平成 15 年 1 月 23 日 第 4 条⑧ 一部挿入

第 5 条③ 一部改

第 13 条 4. 一部改正 5. 一部改正

平成 16 年 4 月 14 日 第 10 条②項 一部改正

平成 17 年 4 月 1 日 第 4 条⑧ 一部改正

第 5 条③ 一部改正

第 6 条 2. 一部改正

第 7 条 4. 一部改正

第 12 条② ⑤ 一部改正

第 14 条 2. 3. 4. 一部改正

平成 18 年 4 月 1 日 第 4 条⑧ 一部改正

第 5 条③ 一部改正

第 12 条② 一部改正

第 13 条 2. 一部改正

平成 20 年 4 月 1 日 第 6 条 一部改正

第 6 条 7. 追加

第 7 条 5. 追加

第 12 条③ 一部改正

平成 21 年 4 月 1 日 第 5 条 ② 一部削除

第 6 条 5 一部訂正

第 6 条 8 追加

第 10 条 改正

第 13 条 一部訂正

平成 22 年 4 月 1 日 第 10 条 ③ 一部改正

平成 23 年 4 月 1 日 第 6 条 一部改正

第 10 条 一部改正

第 11 条 追加

第 14 条 一部改正

平成 31 年 4 月 4 日 第 11 条 3 一部改正

令和3年4月17日 第4条 ③ 一部改正  
第5条 ③ 一部改正  
第6条 3 一部削除  
第10条 ② 一部削除  
第12条 一部追加  
第15条 一部改正